

一般社団法人 日本作業療法士協会
謝金規程

昭和59年11月25日
昭和60年3月17日
平成2年3月19日
平成12年12月16日
平成13年3月17日
平成20年2月16日
平成24年4月21日
平成28年12月17日

(趣旨)

第1条 この規程は、一般社団法人日本作業療法士協会（以下、本会）の事業に伴う謝金の支払い基準を定めるものである。

(謝金の種類)

第2条 謝金の種類は、講師謝金、外部専門家謝金及び原稿料等とする。

(講師謝金)

第3条 講師謝金は、本会が主催する学会・研修会・講習会等における講演又は講義、実習又は実技指導に対して支払う。

(外部専門家謝金)

第4条 外部専門家謝金は、本会が正会員以外の有識者等を招聘し、本会の事業に資するために得た助言・意見・指導等に対して支払う。

(原稿料等)

第5条 原稿料等は、本会が発行する出版物の原稿等に対して支払う。但し、本会の正会員が本会の職務として法人著作に携わった場合、原稿料等は支給しない。

(謝金の額)

第6条 講師謝金の基準額は、別表1に掲げる。但し、学会における特別講演等については、この限りではない。

2. 外部専門家謝金の基準額は、別表1の「講演・講義」に準ずる。
3. 原稿料等については、別表2に掲げる。
4. 第1項から第3項に該当しないものについては、その都度定める。
5. 特に顕著な業績を有する者には実情を勘案する。

(規程の変更)

第7条 この規程は、理事会の議決がなければ変更できない。

1. この規程は、昭和59年11月25日から施行する。
2. この規程は、昭和60年4月1日から一部改正により施行する。
3. この規程は、平成2年4月1日から一部改正により施行する。
4. この規程は、平成13年1月1日から一部改正により施行する。
5. この規程は、平成13年4月1日から一部改正により施行する。
6. この規程は、平成20年4月1日から一部改正により施行する。
7. この規程は、平成24年4月1日から一部改正により施行する。
8. この規程は、平成28年12月17日から一部改正により施行する。

講師謝金支払基準

別表 1

支 払 対 象 区 分		1 時間当り支払額 税込		
		講演・講義	実習指導・ 実技指導	
講 師 基 準	A	大学教授、官公庁局部長級、民間企業役員、著名民間専門家、著名ジャーナリスト、医師(a)、弁護士等(a)、公認会計士(a)	13,000円	7,800円
	B	大学准教授、短大・高専教授、高校校長、官公庁課長級、民間企業上級管理者層、民間専門研究者、医師(b)、弁護士等(b)、公認会計士(b)、認定作業療法士、専門作業療法士	11,500円	6,900円
	C	大学講師・助教、短大・高専准教授、高校教頭、官公庁課長補佐級、民間企業管理者層、民間一般技術者	10,000円	6,000円
	D	大学助手、短大講師・助手、高専講師・助手、高校教諭、官公庁係長級、官公庁職員、民間企業監督者層、民間企業職員、民間一般技能者	9,000円	5,400円
助 手	実習・実技の助手に対する謝礼は、日給12,000円とし、時間に応じて支払う。			
(注) 1. 「弁護士等」とは、弁護士、裁判官、検察官をいう。 2. (a) は、資格取得後15年以上の者、(b)は、それ以下の者とする。 3. 「官公庁」とは、国または都道府県レベルをいう。 4. 元職員で、現職による適用区分が明らかでない者については、退職する際の職位による。 5. 講師の職種および職名が複数の区分に該当する場合は、上位の区分を選択する。 6. 作業療法士の講師は原則的に認定作業療法士、専門作業療法士とする。 7. 作業療法士の講師謝金は、講師の職種および職名が複数の区分に該当する場合でも、講師基準は「B区分」であり、且つその5割相当額とする。 8. 本基準にかかわらず、特に顕著な業績を有する者には実情を勘案し、都度理事会に諮り決定することができる（本則第6条第5項、細則第3条第1項）。				

原 稿 料 等 支 払 基 準

別表 2

区 分	学術誌 (A4判掲載誌面1頁につき ※)	機関誌 (400字につき)	その他の印刷物 (400字につき)
一 般	依頼（巻頭言） 税込 13,000円 依頼（その他） 税込 15,840円	依 頼 税込 3,000円	第6条の4に従う。
日本作業療法士 協会会員	依頼（巻頭言） 税込 6,500円 依頼（その他） 税込 7,920円 投稿 0円	依 頼 0円 投 稿 0円	第6条の4に従う。

※ 但し最終頁については、掲載誌面が 1/2 頁未満の場合は規定の原稿料の半額とする。